

第4類 人事

○名寄市外2組合公平委員会規約

〔 昭和44年3月3日 〕
〔 公平委規第1号 〕

改正 昭和45年4月1日 昭和46年12月22日
昭和53年4月1日 昭和58年5月10日
平成11年4月1日 平成17年12月12日

(設置)

第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、次に掲げる市及び組合は共同して公平委員会を設置する。

名寄市

名寄地区衛生施設事務組合

上川北部消防事務組合

(名称)

第2条 この公平委員会は、名寄市外2組合公平委員会(以下「公平委員会」という。)という。

(委員)

第3条 公平委員会の委員は、非常勤とし名寄市長が名寄市議会の同意を得て選任する。

2 委員の報酬及び費用弁償の額並びに、その支給方法その他委員の身分取扱については、名寄市の条例の定めるところによる。

(事務局及び事務職員)

第4条 公平委員会の事務局は、名寄市役所風連庁舎内に置く。

2 公平委員会の事務職員は、名寄市の職員をもってあてる。

(経費)

第5条 公平委員会の設置及び運営に要する全ての経費は、名寄市の予算から支出する。ただし、その経費は、その職員数に比例して名寄市、名寄地区衛生施設事務組合及び上川北部消防事務組合が負担する。

2 前項の職員数は、名寄市長、名寄地区衛生施設事務組合管理者及び上川北部消防事務組合管理者が協議して定める日現在の職員定数とする。

3 第1項の経費のうち、それぞれの団体の単独の事件にかかる経費は、それぞれの団体において負担する。

(その他必要な事項)

第6条 この規約に定めるものを除くほか、公平委員会の運営に関し必要な事項は公平委員会が定める。

附 則 (昭和44年3月3日)

この規約は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (昭和45年4月1日)

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則 （昭和46年12月22日）

この規約は、公布の日から施行し、昭和46年10月1日から適用する。

附 則 （昭和53年4月1日）

この規約は、公布の日から施行し、昭和52年7月5日から適用する。

附 則 （昭和58年5月10日）

この規約は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 （平成11年4月1日）

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年12月12日）

この規約は、平成18年3月27日から施行する。